

株式会社GVP マネージメント ひかりケアステーション  
 重要事項説明書（訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業）  
 別紙：利用者負担額と利用料金について

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1. 利用者負担額と利用料金

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険 1 割負担を適用する場合）について

(1) 訪問介護サービス

サービスの内容		サービスの利用時間	利用料	利用者負担額
身体介護	20 分未満			
	20 分以上 30 分未満		2,611 円	261 円
	30 分以上 1 時間未満		4,141 円	414 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満		6,067 円	607 円
	以後 30 分増すごとに加算		877 円	88 円
生活援助	20 分以上 45 分未満		1,915 円	192 円
	45 分以上		2,354 円	235 円

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		利用料	利用者負担額
初回加算	1 日の、初回同行した分 新規の利用者へサービス提供責任者がサービスを行った場合又は従業者に同行した場合に加算（初回月のみ）	2,140 円	214 円
夜間・早朝・深夜加算	夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)にサービスを提供する場合	25%増 訪問介護サービスのみ	
	深夜(22:00~翌朝 6:00)にサービス提供する場合	50%増	
特定事業所加算 I	当該加算の体制要件、人材要件及び利用者の生涯区分などの要件を満たす場合	20%増 訪問介護サービスのみ	
福祉・介護職員等処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合、上記基本利用料金と各種加算合計に加算 (但し、令和 6 年 6 月から。旧来の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ処遇改善加算を一本化)	24.5%増	
処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合、上記基本利用料金と各種加算合計に加算 (但し、令和 6 年 5 月末日迄。6 月からは福祉・	13.7%増	

	介護職員等処遇改善加算(一本化)	
特定処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合上記基本利用料金と各種加算合計に加算 (但し、令和6年5月末日迄。6月からは福祉・介護職員等処遇改善加算(一本化))	6.3%増
ベースアップ処遇加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合上記基本利用料金と各種加算合計に加算 (但し、令和6年5月末日迄。6月からは福祉・介護職員等処遇改善加算(一本化))	2.4%増